

○山梨県警察特別職非常勤職員の取扱いに関する要領の制定について

〔令和2年3月27日〕
〔例規甲（務人）116号〕

この度、地方公務員法（昭和25年法律第261号）等の一部改正に伴い、山梨県警察特別職非常勤職員の任用等について適正に取扱う必要があることから、山梨県警察特別職非常勤職員の取扱いに関する要領を別添のとおり定め、令和2年4月1日から実施することとしたので、誤りのないようにされたい。

別添

山梨県警察特別職非常勤職員の取扱いに関する要領

第1 趣旨

この要領は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第3条第3項第3号に規定する特別職の非常勤職員（以下「特別職非常勤職員」という。）任用等に関し法等に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

なお、法第3条第3項第3号の特別職として任用することが可能な職は、専門的な知識経験等を有する者が就く職であって、当該知識経験等に基づき非専務的に公務に参画する労働者性の低い職であり、助言、調査、診断等を行う職である。

第2 任期

特別職非常勤職員の任期は、1会計年度内で定める。

第3 報酬

- 1 特別職非常勤職員の報酬額は、その者の業務内容及び勤務態様を考慮して具体的実情に応じて山梨県警察本部長（以下「本部長」という。）が決定する。
- 2 報酬の支給は、月の初日から末日までの間における勤務実績に応じ、翌月10日に支給する。ただし、支給日が日曜日、土曜日又は休日に当たるときは、その日前においてその日に最も近い日曜日、土曜日又は休日でない日を支給日とする。

第4 費用弁償（通勤）

- 1 通勤のために要した費用については、常勤の職員の旅費の例により支給する。
- 2 費用弁償（通勤）の支給は、報酬の支給日に併せて支給する。

第5 費用弁償（出張）

出張のために要した費用については、常勤の職員の旅費の例により支給する。

第6 採用の手続

- 1 所属長は、特別職非常勤職員を採用しようとするときは、特別職非常勤職員の採

用について(内申) (第1号様式) に次の書類を添えて本部長宛てに内申するものとする。

(1) 採用しようとする者の略歴

(2) 資格免許等の証明書の写し (任用にあたり特定の資格や経験が必要な場合のみ)

2 採用においては発令通知書 (第2号様式) を交付するものとする。

第7 退職の手続

1 特別職非常勤職員は、任期の満了によるほか、退職の申出により退職することができる。

2 所属長は、特別職非常勤職員から退職の申出がなされたときは、特別職非常勤職員の退職について(内申) (第3号様式) により本部長に内申するものとする。

3 退職の申出による退職においては、発令通知書 (第4号様式) を交付するものとする。

第8 その他

この要領に定めるもののほか、特別職非常勤職員の取扱いについて必要な事項は、別に定めるものとする。

様式省略